

< 給水装置工事費（加入金・工事負担金）の納入について >

納期限が日曜日、国民の祝休日、12月31日、1月2日、同月3日、土曜日に当たるときは、翌営業日までに納入してください。

納期限後30日を過ぎても納入されないときは、工事の申し込みを取消します。

上下水道局納付金（給水装置工事費・手数料）は工事着手前にお支払いいただくことになっていますので、お急ぎのときは早めにお願いたします。

上下水道局納付金をお支払いいただきましたら、工事の準備をする都合がありますので、工事店にその旨をご連絡ください。

工事は、上下水道局納付金をお支払い後に、道路の占有手続きなどをしてから施工しますので、着手までに15日ほどの日数が必要です。